

宮城県図書館電子書籍サービス事業者選定に係る質問回答（令和8年2月20日）

○選定要領関係

番号	質問事項	回答
選1	2 (5) ア (p 2) 「令和8年度における事業費は、ライセンスの購入費として3,200万円程度を予定」とありますが、これは「税込み」価格という理解でよろしいでしょうか。	御社のお見込みの通りです。 (税込価格で3,200万円程度)
選2	7 (2)、(3) (p 4～p 5) (2) イ「電子メールにより提出すること。」、(3)「20MBを超える容量の資料は分割して送信する必要がある」とございますが、弊社からURLをご案内し、ダウンロードしていただく方法でもお認めいただけますでしょうか。	電子データによる提出をお願いする趣旨ですので、電子メールにて企画提案者からURLを指定していただき、当館が当該URLからダウンロードする方法でも支障ありません。
選3	8 (3) (p 6～p 7) 2「コンテンツの質・量」の評価方法は、仕様書5 (2) カの分野・割合に従って選書したコンテンツリスト(企画書に別添する)の内容で評価するという理解でよろしいでしょうか。	「コンテンツの質・量」につきましては、今後、実際に選書をしていく際の方針や過程(例えば、このようなカタログがあって、その中から選んでいく、など)を御提案いただきたいと考えています。 なお、プレゼンテーションの場で「コンテンツの質・量」を御提案いただく際に具体的なタイトルを挙げてコンテンツの構成等を御提示いただくかどうかは、企画提案者において、説明の構成等により御判断をいただきますようお願いいたします。
選4	8 (3) (p 6～p 7) 2「コンテンツの質・量」の評価事項内にある「コンテンツの更新頻度や拡充計画について提案されているか」の評価	企画提案者が提供する電子書籍サービス全体の更新頻度や拡充計画について御説明いただく趣旨であり、当館における中長期的なコンテンツ構成について御提案いただく趣旨ではありません。

	<p>ポイントは、下記のいずれかでしょうか。</p> <p>①提供サービス自体の取扱コンテンツの拡充計画を評価</p> <p>②宮城県図書館様の今後のコンテンツの拡充計画を業者が提案し、評価</p>	
選5	<p>8 (3) (p 6～p 7)</p> <p>(3) 評価項目及び配点 2 コンテンツの質・量</p> <p>「コンテンツの更新頻度や拡充計画について、提案されているか」とございますが、R9年度以降のコンテンツ費用について見込みを教えてくださいことは可能でしょうか。(例えばR9年度には200～300万円規模のコンテンツ費用の計上が見込める、などが分かるとありがたいです。)</p>	令和9年度以降の予算額は未定です。
選6	<p>8 (3) (p 6～p 7)</p> <p>6「費用の妥当性(経済性)」の説明内にある「ライフタイムバリュー」とは、電子図書館を運用中に利用者が享受できるメリット・価値、という解釈になりますでしょうか。</p>	中長期的に利用者が享受する利益、と考えています。
選7	<p>8 (4) ウ (p 7)</p> <p>プレゼンテーションは、「企画提案書の内容に沿って進めること」とありますが、実際の利用者画面等をモニターでデモンストレーションすることについては、問題ないでしょうか。</p>	<p>持込機材につきましては、特に制限しませんが、パソコンとプロジェクタ以外に持ち込む機材がある場合は、あらかじめ当館に御連絡をくださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、延長コード(電源用など)につきましては、企画提案者が御用意いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、画面は、10人程度が同時に参照できるよう御配慮願います。</p>

○仕様書関係

番号	質問事項	回答
仕1	<p>4 (p1～p2)</p> <p>「4. 事業費」</p> <p>今後の検討によっては、事業規模の縮小又は事業が中止される場合があります。</p> <p>とありますが、事業の実行や規模について、確定されるのは、いつになりますか？</p>	<p>本事業の予算規模等については、令和8年度当初予算の成立及び国庫交付金の交付決定内示をもって確定しますので、3月下旬になる見込みです。</p> <p>なお、3月下旬より前に予算規模等の変更が明らかになった場合は、企画提案者（企画提案参加申込をいただいている事業者の皆様）に、電子メールにて御連絡を差し上げます。</p>
仕2	<p>5 (1) エ (p2)</p> <p>「当館に利用者登録をしている利用者が、当館のホームページから、企画提案者の電子書籍の閲覧環境に接続する方式を基本とすること」とありますが、具体的にはどのような認証方法をご想定か、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>例えば、利用者が当館のサイトの「Myライブラリ」にアクセスし、そこから企画提案者が提供する電子書籍サービスの閲覧環境に接続することが想定されます。</p>
仕3	<p>5 (1) オ (p2)</p> <p>「5 事業実施の条件及び企画提案事項」 「オ」</p> <p>当社のシステム【注：具体的な電子書籍サービスのシステムの名称を置き換えています。】を館内で利用する場合、IPアドレスで機関・利用可否を判断しています。</p> <p>図書館情報ネットワークシステムから「当社のシステム」にアクセスした場合、アクセス元IPアドレスは固定のアドレスになりますか？（IPアドレスは複数可です）</p>	<p>固定のIPアドレスになります。</p>

仕4	<p>5 (1)オ (p 2)</p> <p>リファラ認証は、「オ」に記載の「セキュリティ脆弱性」に含まれますか？</p> <p>また、「利用者情報を保護する観点から対応が必要」な機能に該当しますか？</p>	<p>今回の仕様では、「企画提案者の提供する電子書籍閲覧環境と、当館の図書館情報ネットワークシステムとの接続に当たってのセキュリティ」が「導入時点において運用している図書館情報ネットワークシステムの運用期間内（令和12年12月までを予定）において、安定的かつ継続的な運用が可能な構成」である必要がある旨お示ししているところですので、プレゼンテーションにおいて、企画提案者が提案する認証方法の安全性について御説明をいただきますようお願いします。</p> <p>また、今後、「運用期間中において、セキュリティ上の脆弱性が判明した場合、法令若しくはガイドライン等の変更があった場合、又は利用者情報を保護する観点から対応が必要であると当館が判断した場合には、当館と協議の上、必要な改修を行」っていただくことが必要となります。</p>
仕5	<p>5 (1)オ (p 2)</p> <p>リファラ認証について、もし、改修が必要となった場合、図書館システムベンダーと要件定義・設計・接続テスト等を3者で実施させて頂いても、宜しいでしょうか。</p>	<p>「リファラ認証」についての当館の見解は前問への回答のとおりであることを前提とし、前問の回答の第2段落の「必要な改修」に当たっては、当館の図書館情報ネットワークシステム運用保守業務の受託事業者と協議の上、対応いただくこととなります。</p>
仕6	<p>5 (1)キ (p 2)</p> <p>「キ」の「ビューワー等のアプリケーションをインストールすることなく電子書籍が利用できる」とありますが、ブラウザアプリはこの「アプリケーション」に該当しないという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>御指摘の「ブラウザアプリ」が、一般的に、保有する機器（パソコン、タブレット端末、スマートフォン等）により、インターネットを通じてウェブサイトを閲覧する際に使用されているソフト、という趣旨であれば、御社のお見込みのとおりです。</p>
仕7	<p>5 (1)関連 (p 2)</p> <p>利用者の範囲について、基本的に全県民が対象と理解していますが、特別な使い方（例えば、学校利用として高</p>	<p>現段階では想定していません。</p> <p>ただし、県内の学校等に対し、当館の利用者登録を促す等の方策をとることはあり得ます。</p>

	<p>校や中学など学校単位で利用者 ID を付与し、利用の管理を学校に委ねるなど) は想定されていますでしょうか？ されている場合は、どのような利用形態になるかを教えてください。</p>	
<p>仕 8</p>	<p>5 (1) 関連 (p 2) 上記の質問と類似しますが、下記のページに、宮城県内の公共図書館からの利用についてご紹介されています。 電子書籍の利用についても、同様な利用方法を想定されていますか？その場合、どのような利用形態を想定されていますか？</p> <p>「直接来館できない方へ」 https://www.library.pref.miyagi.jp/guide/user/guide/guide2.html お近くの図書館や公民館図書室から あなたのまちの図書館から県図書館の資料が利用できます。</p> <p>県図書館では県内の公共図書館などへ資料を貸し出すサービスもしています。 利用についてはお近くの図書館や公民館図書室へお問い合わせください。 県内の公共図書館の連絡先はあなたのまちの図書館をご覧ください。</p>	<p>お尋ねの制度は、「協力貸出」と称しているサービスであり、県図書館が所蔵する資料を、市町村立図書館等を経由して各市町村立図書館等の利用者の皆様に御利用いただくシステムです。 電子書籍サービスについては、当館の利用者登録をしている方々に直接サービスを提供することを想定し、市町村立図書館等を経由したサービスの提供は想定しておりません。</p>

仕 9	<p>5 (1) 関連 (p 2)</p> <p>利用者の範囲について、県外の利用者は電子書籍を利用されますでしょうか？</p> <p>される場合は、県外の利用者の規定内容とどのくらいの人数を想定しているかを教えて下さい (例えば、貴館の利用者〇〇人の何%といった指標でいただけると助かります)。</p>	<p>当館の利用者登録ができる方は、「宮城県内に在住されている方、通勤・通学されている方及び一時的に宮城県を離れている方(単身赴任の方、学生の方)」としています。</p> <p>登録者のうち、県外在住の方 (当県に通勤・通学されている方及び一時的に宮城県を離れている方 (単身赴任の方、学生の方)) の割合は、数%程度と認識しています。</p> <p>なお、当館において電子書籍サービスが導入された場合に、県外在住の方がどの程度御利用になるのかについては、現段階では想定をしておりません。</p>
仕 10	<p>5 (1) コ (p 2)</p> <p>「利用者の計測ができる機能を有すること」につきまして、「どのコンテンツを、いつ、何回読まれたか」という一般的な利用統計を抽出する機能があれば、仕様を満たすことになりそうですでしょうか。具体的に必須とされる計測機能がありましたら、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>御提示いただいた『どのコンテンツを、いつ、何回読まれたか』という一般的な利用統計を抽出する機能」で十分です。</p>
仕 11	<p>5 (2) イ (p 2～p 3)</p> <p>仕様書 P. 2～3 No. 5 (2) イの事項【電子書籍のコンテンツ】</p> <p>* 電子書籍のコンテンツは、「継続的な利用料が発生しないものであること」とありますが、この条件は R9 年度以降も同様な条件となる予定でしょうか。</p>	<p>令和 9 年度以降も同様です。</p>
仕 12	<p>5 (2) エ (p 3)</p> <p>仕様書の 5 (2) エ (ア) 項で、「プレゼンテーション審査時に、具体的なコンテンツの案を約 3,000 タイトル分提</p>	<p>当館に対し、「コンテンツの質・量」を御提案いただく必要がありますが、御提案に当たって具体的なタイトルを挙げてコンテンツの構成等をお示しいただく場合であっても、約 3,000 タイトルの御提示は不要という趣旨です。(御</p>

	<p>示する必要はない」とありますが、提示しない場合でも評価点に影響はあるでしょうか？</p>	<p>提示いただいても支障はありません。） お示しいただいた具体的なタイトルの総数は、評価の対象ではありません。 当館の評価対象は、前述のとおり、御提案いただく「コンテンツの質・量」になりますので、プレゼンテーションの場で「コンテンツの質・量」を御提案いただく際に具体的なタイトルを挙げてコンテンツの構成等を御提示いただくかどうかは、企画提案者において、説明の構成等により御判断をいただきますようお願いいたします。 （参考：宮城県図書館電子書籍サービス事業者選定要領 8 (3) p 6～p 7)</p>
仕 13	<p>5 (2) カ (p 3) コンテンツの分野と割合の目安は、「金額」ベースでしょうか、それとも「冊数」ベースでしょうか。</p>	<p>基本的には金額ベースを想定しています。 ただし、この表はあくまでも目安としてお示ししているものであり、お示ししている数値等の厳守を求めているものではないことに御留意願います。</p>